

# 極海コード(ポーラーコード)の策定

別添2

## ==背景==

- ・極海は気象・海象条件が厳しく、船舶の航行に伴う安全・環境上のリスクが高い。
- ・IMOは、極海の特異性を考慮した極海ガイドラインを2009年に策定。その後、義務的に適用される規則策定の審議を開始。
- ・2014年11月に海上人命安全条約(SOLAS条約)改正案を採択。2015年5月に海洋汚染防止条約(MARPOL条約)改正案を採択。

## ==極海コード(案)概要==

海上人命安全条約(SOLAS条約)、海洋汚染防止条約(MARPOL条約)及び船員訓練・資格証明・当直基準条約(STCW条約)の改正により、各条約の要件に、極海特有の事情を勘案した上乗せ要件を適用する。

## ==適用船舶==

### ■安全要件(SOLAS条約・STCW条約関係)

極域を航行する船舶であって、国際航海に従事するすべての旅客船及び総トン数500トン以上のすべての貨物船(ただし、構造に係る要件は、新造船のみ)

### ■環境保護要件(MARPOL条約関係)

構造に係る要件は、新造船のみ、排出規制等運行上の要件は現存船。

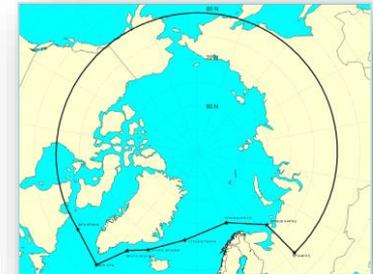
## ==SOLAS条約に係る主な上乗せ要件==

船体構造	船体外板と氷との衝突を考慮し、外板に予備厚を設ける
復原性	着氷による重量の増加した状態での非損傷時復原性を考慮
航海設備	氷の位置情報を表示できる装置の設置(専用レーダー)・遠隔操作可能なサーチライトを2台設置
凍結防止装置	機関への配管、消火管系統及び避難経路等へのヒーティングケーブル設置等
通信	航空機との通信装置の備え付け

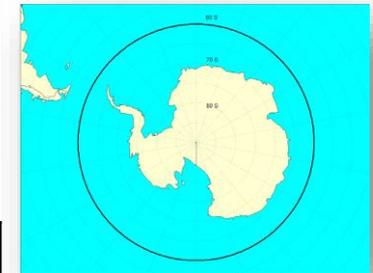
## ==MARPOL条約及びSTCW条約に係る主な上乗せ要件==

油汚染防止	油及び油性混合物の排出を原則禁止
船員の訓練	海水の状態・船種・職位に応じた訓練を義務づけ

## ==対象海域==



北極海



南極海

## ==今後の発効までの予定(最短スケジュール)==

- 2016年5月 STCW条約改正案の採択
- 2017年1月 極海コード・SOLAS条約・MARPOL条約改正の発効(極海コードの義務要件のうち、船員関係のみ推奨要件として扱う。)
- 2018年1月 STCW条約改正の発効(極海コードの義務要件のうち、船員関係の要件を強制化。)